



蚕繭共済



蚕繭共済への加入をおすすめします

養蚕農家を取り巻く状況や環境は非常に厳しいですが、本県の蚕繭共済の引受けは全国一の規模を誇っています。蚕繭共済は、収繭量が減少した場合に損失を補填する制度です。

不慮の災害を受けた場合、損失が補填され安心した養蚕経営が行えるよう蚕繭共済への加入をおすすめします。

※自動継続特約が付加できるようになりました。

加入できるのは？

春 蚕 繭	前 期
	後 期
初秋蚕繭	夏 蚕 期
	初 秋 蚕 期
晩秋蚕繭	晩 秋 蚕 期
	晩晩秋蚕期

左の蚕期ごとに掃立量が
0.25箱以上の場合に飼
育する全蚕繭を申し込
んでください。



●桑園は、各蚕期ごとに使用を予定している桑園すべてを申し込んでください。

どんな災害が対象になるの？

共済事故	蚕 児				
		病 害 (その他) 地震・噴火による災害、獣害	虫・鳥害	風水害	火 災
桑 葉					
		ひょう害 (その他) 風水害・干害・冷害等自然災害、火災、獣害	凍霜害	病 害	虫 害

※桑葉に災害を受けても収繭量が減少しない場合、共済金の支払対象とはなりませんのでご注意ください。

補償期間はどれくらい？

各蚕期ごとに使用する桑の発芽期から収繭するまでです。

●収繭は、繭を簇から取り外し、毛羽取りおよび選繭するまでです。

どれくらい補償してくれるの？

共済金額（補償額）は、選択した1kgあたり共済金額と補償割合に応じて計算されます。

1kgあたり共済金額と補償割合は各蚕期ごとに変更できます。

$$\text{共 済 金 額} \\ (\text{補 償 額}) = 1 \text{ kg あたり共済金額} \times \text{引受収量}$$

$$\text{引 受 収 量} = \text{基 準 収 繭 量} \times \text{補 償 割 合}$$

- 1kgあたり共済金額…農家手取価格などを基に、農林水産大臣が定めています。
種繭・糸繭ともに5つの1kgあたり共済金額より選択できます。
- 補償割合…8割・7割・6割より選択できます。
- 基準収繭量…過去一定年間の1箱あたり収繭量に基づいた収繭量です。

例 基準収繭量100kgで、1kgあたり共済金額2,370円および補償割合8割を選択した場合

共 済 金 額 (補 償 額)	1 k g 当 たり 共 済 金 額	引 受 収 量
1 8 9 , 6 0 0 円	= 2 , 3 7 0 円	× 8 0 kg
引 受 収 量	基 準 収 繭 量	補 償 割 合
8 0 kg	= 1 0 0 kg	× 8 割

掛金はどれくらい？

農家が負担する掛金は、掛金総額の半分です。国が半分を負担します。
なお、掛金率は農家ごとに過去の被害率を基に設定します。

$$\text{掛 金 総 額} = \text{共 済 金 額 (補 償 額)} \times \text{掛 金 率}$$

$$\text{国 庫 負 担 掛 金} = \text{掛 金 総 額} \times 5 0 \%$$

$$\text{農 家 負 担 掛 金} = \text{掛 金 総 額} - \text{国 庫 負 担 掛 金}$$

基準収繭量100kgの場合の平均的な農家負担掛金は、約720円です。

被害が発生したら？

NOSAIへ被害申告をしてください。損害評価を行います。

- 共済事故の確認および各調査（桑園被害調査、蚕児調査、上簇期調査、出荷量調査）が行えない場合、共済金の支払対象とはなりません。

共済金の計算は？

共済事故により、共済金支払が開始される損害割合以上の減収に対し共済金を支払います。

$$\text{共 済 金} = 1 \text{ kg 当 たり 共 済 金 額} \times \text{共 済 減 収 量}$$

$$\text{共 済 減 収 量} = \text{基準収繭量} - \text{出荷数量} - \text{基準収繭量の2割} \sim \text{4割} ※$$

※基準収繭量の2割～4割とは、選択した補償割合により異なります。

補償割合を8割選択した場合は基準収繭量の2割、補償割合を7割選択した場合は基準収繭量の3割、補償割合を6割選択した場合は基準収繭量の4割となります。

- 共済金は蚕期ごとに算出し、蚕繭ごとに支払います。
- 飼育管理状況等を調査した結果、共済金を減額することがあります。（分割評価）

**例 基準収繭量100kg、出荷数量50kgで、1kg当たり共済金額2,370円
および補償割合8割を選択した場合**

共 済 金		1 kg 当 たり 共 済 金 額		共 済 減 収 量
71,100円	=	2,370円	×	30kg

共 済 減 収 量		基 準 収 繭 量		出 荷 数 量		基 準 収 繭 量 の 2 割
30kg	=	100kg	-	50kg	-	20kg

分割評価とは？

共済事故以外の原因による減収量は、共済金の支払い対象とはならないため、減収量の中に共済事故以外の減収量が含まれていた場合、この部分の減収量を分割減収量とし、減収量から差し引いて共済金を支払います。

● 分割評価に該当する事項

① 通常すべき飼育管理を怠った場合

飼育環境管理（温度・湿度・換気状況（気流）等の管理）、蚕病予防（環境浄化・飼育中の防疫（病原拡散防止）・適切な飼育体系状況等）、桑の栽培管理（仕立法・収穫状況・施肥状況・除草状況等）により分割評価を行います。

② 共済減収量に共済責任期間外の災害による減収量が含まれている場合

蚕繭共済の共済責任期間は、桑の発芽期から収穫までとなっているため、桑の発芽期前の被害や収穫後の被害については共済事故として取り扱いません。したがって、共済責任期間内と期間外の双方に被害を受け、期間外の被害による減収量が含まれて損害評価された場合には、共済責任期間外の減収量について分割評価を行います。

③ 飼育途中で棄蚕した場合

蚕児の病害等により棄蚕した場合には、棄蚕した令期により棄蚕以降収穫に至るまでに係る労力等が軽減されたこととして、分割評価を行います。また、一部を棄蚕した場合は、棄蚕した割合に分割指数を乗じて分割評価を行います。

ただし、関係機関の指導に基づき、次期蚕期の飼育に備え、蚕室・蚕具の消毒を行うなど飼育管理を行うために棄蚕した場合はこの限りではありませんが、棄蚕する前に NOSAI に連絡し、被害確認等を行う必要があります。

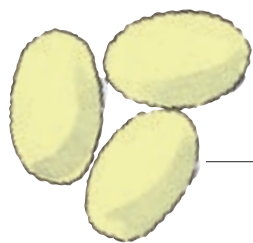
④ 損害通知等の対応に問題があった場合

損害の発生通知を怠ったとき、損害防止に努めなかった場合、損害評価に協力的でなかった場合、また、飼育管理等について NOSAI 並びに関係機関からの指導等に基づき行うべき飼育改善等を怠り、病害等が発生した場合は分割評価を行います。

⑤ その他、上記の項目以外について分割評価が必要な場合

損害防止事業

NOSAIでは、加入農家の被害未然防止を目的に、薬剤等の配布を行っています。



こんなときは、 NOSAI へ連絡をお願いします

- ◎桑園・蚕児等に被害が発生したとき。
- ◎加入申込書の記載内容に変更が生じたとき。

蚕繭共済へのご加入にあたって

この説明書は、蚕繭共済へ加入される皆様にあらかじめご承知いただきたい重要事項です。ご熟読をお願い申し上げます。

- NOSAI で実施している農業保険事業は、農家（以下「加入者」といいます。）が不慮の事故によって受ける損失を補填して農業経営の安定をはかることを目的とした公的農業保険制度です。
 - 事業の運営は、NOSAI および国で行っています。NOSAI と国は保険関係を結ぶことにより2段階での危険分散をはかっています。
 - 掛金は加入者と国が拠出し、加入者が被害を受け一定割合以上となったときは、拠出された掛金の中から共済金を支払います。なお、被害が少ないときは、将来の共済金支払財源等に充てるために積み立てられます。
※掛金と一緒に事務費をご負担していただきます。
 - 大災害等で共済金の支払財源に不足が生じた場合は、共済金支払額の一部が削減される場合があります。
 - 加入者が通常すべき管理や損害防止を怠ったとき、損害発生のお知らせを怠ったときおよび故意、重大な過失によって事実と反する通知をしたときなど組合規程に違反した場合は、共済金支払額の全部または一部を支払わない場合があります。
 - NOSAI が保有する各種情報については、必要に応じて加入者の皆様に公開し、健全な事業運営に努めます。
 - 加入申込書記載事項やその他知り得た個人情報、NOSAI が引受けの判断、共済金支払額の算定、各種サービスの提供・充実を行うために利用します。また、本共済関係に関する個人情報は、他の保険事業の案内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。
- <金融商品販売法に係る重要事項説明書>

お問い合わせ先

本所・支所名	住 所	TEL・FAX 番号	対象エリア
本 所	〒371-0847 前橋市大友町1-3-12 (農業共済会館2階)	TEL 027-251-5631 FAX 027-253-7767	県下全域
中部グループ			
前 橋 支 所	〒371-0847 前橋市大友町1-3-12 (農業共済会館1階)	TEL 027-254-2070 FAX 027-254-2077	前橋市
伊勢崎支所	〒379-2231 伊勢崎市東町2668-1 (伊勢崎市あずま支所2階)	TEL 0270-62-9915 FAX 0270-20-2241	伊勢崎市・玉村町
西部グループ			
高 崎 支 所	〒370-0084 高崎市菊地町563	TEL 027-344-2181 FAX 027-344-2184	高崎市（高崎市吉井町を除く）・安中市
藤 岡 支 所	〒375-0014 藤岡市下栗須124-6 (多野藤岡広域市町村圏振興整備組合2階)	TEL 0274-24-3730 FAX 0274-24-2426	藤岡市・高崎市吉井町・神流町・上野村
富 岡 支 所	〒370-2316 富岡市富岡2486-7	TEL 0274-62-2450 FAX 0274-63-3541	富岡市・下仁田町・南牧村・甘楽町
北部グループ			
渋 川 支 所	〒377-0203 渋川市吹屋384 (渋川市子持行政センター2階)	TEL 0279-26-2600 FAX 0279-26-2601	渋川市・吉岡町・榛東村
中之条支所	〒377-0423 吾妻郡中之条町大字伊勢町1003-10	TEL 0279-75-2005 FAX 0279-75-2559	中之条町・東吾妻町・長野原町・嬬恋村・草津町・高山村
沼 田 支 所	〒378-0044 沼田市下之町904-5	TEL 0278-23-5110 FAX 0278-23-0169	沼田市・片品村・川場村・みなかみ町・昭和村
東部グループ			
太 田 支 所	〒370-0341 太田市新田金井町29 (太田市新田庁舎1階)	TEL 0276-20-9199 FAX 0276-57-4485	太田市
みどり支所	〒379-2311 みどり市笠懸町阿左美1912-1 (みどり市農林業センター1階)	TEL 0277-76-9181 FAX 0277-76-9185	桐生市・みどり市
館 林 支 所	〒374-0029 館林市仲町14-1 (館林市民センター1階)	TEL 0276-75-3311 FAX 0276-75-3318	館林市・板倉町・明和町・千代田町・大泉町・邑楽町